

平成24年第5回小清水町議会定例会会議録

○議事日程（第1号）

平成24年9月11日（火曜日） 午前9時29分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
(議長諸報告について)
(町長あいさつ)
- 第 3 行政報告について
- 第 4 報 告 第 5号 各常任委員会所管事務調査報告について
- 第 5 発 議 第 8号 議員研修会の参加について
- 第 6 発 議 第 9号 議員研修会にかかる議員の派遣について
- 第 7 発 議 第10号 各常任委員会議会閉会中の所管事務調査について
- 第 8 発 議 第11号 議会運営委員会議会閉会中における継続審査について
- 第 9 意見案第 5号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書（案）の提出
について
- 第10 一般質問
- 第11 議 案 第46号 小清水町防災会議条例等の一部を改正する条例制定について
- 第12 議 案 第47号 平成24年度小清水町一般会計補正予算（第3号）について
- 第13 議 案 第48号 平成24年度小清水町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 第14 議 案 第49号 スクールバス購入業務にかかる契約の締結について
- 第15 議 案 第50号 小清水中学校屋内体育館・武道場改築工事（建築主体）にかかる契約の
変更について
- 第16 同 意 第 1号 教育委員会委員の任命について
- 第17 同 意 第 2号 教育委員会委員の任命について
- 第18 認 定 第 1号 平成23年度小清水町各会計歳入歳出決算認定について

○出席議員（10名）

1番	林	幸雄	君	2番	大石	誠示	君
3番	下平	正吾	君	4番	森	浩	君
5番	八木	勝正	君	6番	槻間	善高	君
7番	工藤	孝一	君	8番	高橋	隆文	君
9番	遠藤	満夫	君	10番	坂田	秀昭	君

○地方自治法第121条の規定により、本議会に出席を求めた者

小清水町長	林直樹	君
小清水町教育委員長	佐藤智	君
小清水町農業委員会会長	今村昇	君
小清水町代表監査委員	中島正喜	君

○委任を受け出席した者

副町長	森田明	君
総務課長	加藤友幸	君
出納室長	瓢子正	君
企画財政課長	鈴木祐之	君
町民生活課長	横山仁	君
保健福祉課長	久保弘志	君
産業課長	権藤結	君
建設課長	服部隆文	君
愛寿苑長	河西定博	君
保育所長	横田秀昭	君
高齢者生活福祉センター施設長	斉藤高広	君
教育課長	渡邊等	君
管理課長	金原武浩	君
社会教育課長	瀧口頭	君
図書館長	瀧口頭	君
農業委員会事務局長	権藤結	君
監査委員事務局長	中野也寸志	君

○本会議の事務に従事した者

議会事務局長	中野也寸志	君
書記	窪田浩子	君

◎開会の宣言

○議長（坂田秀昭君）ただ今から、平成24年第5回町議会定例会を開催いたします。

（開会 午前9時29分）

◎開議の宣告

○議長（坂田秀昭君）直ちに、本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（坂田秀昭君）日程第1、本日の会議録署名議員は、

5番 八木 勝 正 議員 6番 槻 間 善 高 議員

を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（坂田秀昭君）日程第2、会期の決定について、議会運営委員会の報告を求めます。

遠藤満夫議会運営委員長。

9番。

○議会運営委員長（遠藤満夫君）去る6日に本定例会に向けての議会運営委員会を開催し日程を協議いたしましたところ、会期につきましては、本日1日と決定をしたところであります。

以上、報告といたします。

○議長（坂田秀昭君）議会運営委員長の報告は会期1日であります。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、会期を本日1日と決定いたします。

◎議長諸報告について

○議長（坂田秀昭君）本日の会議に関する諸報告を事務局長から報告させます。

○事務局長（中野也寸志君）諸般の報告をいたします。

本日の会議出席議員数は10名でございます。

本日の会議に関する説明員の出席につきましては、報告書を配付しております。

6月定例会後の議会閉会中における動向につきましては、報告書を配付しております。

監査委員から例月出納検査報告書を受理しましたので、その写しを配付しております。

また、財政健全化判断比率について、町長から監査委員の意見書を付して報告がありましたので、その写しを配付しております。

教育委員会から平成23年度教育委員会の活動状況の点検及び評価等に関する報告書について報告がありましたので、その写しを配付しております。

本日の議案に関わる説明資料につきましては、事前配付に関わるもの以外に入札及び契約状況表を配付しております。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（坂田秀昭君）町長から挨拶がございます。

併せて、日程第3、行政報告について報告書が配付されておりますので、町長の補足程度の説明

を願います。

林町長。

○町長（林直樹君）皆さん、おはようございます。

定例町議会の開会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。

9月に入りまして朝晩はだいぶ過ごしやすくなったとはいえ、日中は厳しい残暑が続いておりますが、馬鈴薯など農作物の本格的な収穫作業が始まり、季節の移り変わりを感じる頃となりました。

そうした本日、平成24年第5回定例町議会を招集させていただきましたところ、議員の皆さまにおかれましては、公私とも何かとご多用の中、全員のご応召を賜りまして、誠にありがとうございます。

併せまして、平素の町政運営にも格別のご理解とご協力を賜っておりますことに厚く感謝申し上げます。

さて、本定例会にご提案させていただく案件は、条例等の一部改正1件、平成24年度一般会計などの補正予算2件、スクールバス購入契約の締結及び小清水中学校屋内体育館・武道場改築工事変更契約の締結各1件、教育委員会委員の任命にかかる人事案件2件及び平成23年度各会計歳入歳出決算認定1件、合わせて8件でございます。

各議案につきまして、よろしくご審議の上、原案につきましてご協賛下さいますようお願い申し上げます。

簡単でございますが、お礼を兼ねまして挨拶といたします。

続きまして、行政報告をさせていただきます。

別途お配りしております行政報告書をご覧ください。

なお、私の補足説明はごく簡単に行ないますのでご了承願います。

行政報告書1ページの下段右側、中学校校舎改築にかかる学校施設環境改善交付金の内定についてであります。中学校校舎等の改築に関しましては、昨年10月に文部科学省へ早期事業採択にかかる要請活動を行った結果、平成23年度国の第3次補正予算により事業採択となり、現在、平成24年度への繰越事業として屋内体育館及び武道場の改築を行っているところでございます。

校舎改築につきましても、要請活動時における文部科学省のアドバイスにより、平成24年度補正予算又は平成25年度当初予算での早期事業採択に向け、北海道教育委員会及び文部科学省と協議を進めていたところでございますが、8月28日付けをもって、道教育委員会施設課より、校舎改築にかかる平成24年度学校施設環境改善交付金での事業採択の内定通知をいただきましたのでご報告申し上げます。

なお、今後における校舎改築のおおまかなスケジュールですが、本定例会に建築確認申請手数料を予算計上させていただいており、12月定例会で工事請負費、施工監理業務などの関連補正予算の計上、その後、財務省に対する予算繰越承認の手続きなどを経て、3月定例会で工事請負契約の締結、平成25年4月頃からの工事着工という予定で進めて参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、2ページの特別養護老人ホーム管理・運営の受託要請であります。8月29日坂田議長に同行いただき、日本赤十字社北海道支部を訪問し、中島事務局長及び長谷川事務局次長に対し、平成26年度からの特別養護老人ホームの管理・運営について、指定管理者制度に基づき受託いただけるよう要請活動を行ったところでございます。

日本赤十字社北海道支部といたしまして、9月中にこの受託要請について、日本赤十字社本社の老人福祉施設を所管する救護福祉部と協議する予定であるとのことでございました。

従いまして、今後につきましては、北海道支部と本社との協議結果を踏まえ、この受託要請を最終的に判断することとなります。本社に対しても、受託の実現に向け強く要請活動を継続していきたいと考えております。

また、移転改築する特別養護老人ホームの基本設計、実施設計につきましては、町長の私的諮問

機関として設置している特別養護老人ホーム改築・管理運営検討委員会及び指定管理者としての施設運営者にも関与いただき、より良い施設づくりを進めたいとの考え方の中で、その発注を見送っていたところですが、今回の要請の中で、今現在、受託の可否は決まっておりませんが、北海道支部として情報交換の意味も含めて、この設計業務に関与いただけることとなりましたので、10月上旬を目途としてこの発注業務を取り進めることといたしました。

なお、この設計業務は、町議会議員の皆様のご意見等もいただきながら取り進めて参りたいと考えておりますので、ご理解ご協力をお願い申し上げます。

次に4ページの下段、農作物作況調査であります。別紙農作物生育状況調査報告書をお配りしておりますのでご覧下さい。

まず、総体的な状況でございますが、本年は、蒔き付け時期における降雪及び天候不順により、播種作業の遅れが見受けられたところですが、その後は、気象条件に左右されながらも回復傾向に向かい、馬鈴薯やてん菜に、わずかに地域間や圃場間における生育の差が残るものの、全体的には解消されてきている状況となっております。

このような中、網走農業改良普及センター清里支所より、9月1日現在における農作物生育状況調査報告書が公表されましたので、その内容について補足説明をいたします。

秋まき小麦、春まき小麦は既に収穫を終え、キタホナミは、粗原収量で反あたり12.76俵と期待どおりの収量となり、既に調製の終わった春よ恋は、製品で7.11俵と平年並みとなっております。

馬鈴薯は、今月に入ってからの暑さで、茎が弱ってきているのが気になるところでございますが、例年JAで実施しております坪掘り調査では、収量は平年並み、ライマンが平年を若干下回っている結果となっております。

てん菜は、1日遅れで、ホクレン原料所が9月4日に行った町内7箇所の調査圃場においては、収量は平年を若干下回り、糖分が平年並みの結果となっております。

豆類は、大豆及び小豆ともに5日遅れで、収量は平年を若干下回るものと見込まれております。

飼料作物のデントコーンは、3日遅れで収量は平年並み。

牧草は、2番草の収穫時点で平年をやや上回っている収量となっております。

以上のような調査結果から、生育の遅れが気にかかるところでございますが、農業者をはじめ関係機関一丸となり、今後の天候に対する適切な対応と、圃場管理の徹底を図り、豊穰の秋を迎えたいと考えております。

以上で行政報告を終わります。

◎報告第5号

○議長（坂田秀昭君）日程第4、報告第5号、各常任委員会所管事務調査報告についてを議題といたします。

○議長（坂田秀昭君）各常任委員会の報告を求めます。

はじめに、下平正吾総務文教常任委員長報告を求めます。

3番。

○3番（下平正吾君）常任委員会の所管事務調査の報告を申し上げたいと思います。

6月21日の定例会において付託されました付託事件、小学校再編の状況とごみ処理の状況について、調査して説明を受けてございます。

まず、小学校再編後の状況ですが、一点としては、バス路線についての利用状況の説明を受けてございます。それから、放課後子ども教室の概要についても説明を受けてございます。

小清水小学校の建設現場も見学させていただいて、担当の管理者からご説明も受けてございます。

小学校の方は、若干遅れ気味でございましたけれども、何とか間に合うような状況になっている

ということで説明を受けてございます。

旭野小学校の再編後の利用状況についても、現場に行って郷土資料館としてのレイアウトやその他についてもご説明を受けてございます。

町民課所管のごみ処理についても、上徳のごみ処理場に行って説明を受けてございますし、ごみ処理については、町民の分別のご協力を得て、非常に、受け入れ現場としては、非常に余裕があるような状況にあるという説明を受けてございます。

以上、報告申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）次に、高橋隆文経済厚生常任委員長の報告を求めます。

8番。

○8番（高橋隆文君）経済厚生常任委員会所管事務調査について報告いたします。

平成24年6月21日開催されました第4回町議会定例会において付託されました事務調査につきまして、平成24年7月4日から7月5日の2日間、行政視察を行うとともに、8月1日委員会を開催し、担当者の説明を受け現地調査を行ったところでございます。

付託事件といたしまして、1点目の福祉施設の現地調査につきましては、7月4日から5日の2日間に渡り、小樽市と白老町におきまして、特別養護老人ホームの行政視察を行ったところでございます。

小樽市にあります特別養護老人ホーム朝里温泉につきましては、民設民営、全室個室ユニットケア80床の規模で運営されておりまして、施設は、機能かつ効率的であり、大変充実したものと感じられました。

また、入居者への配慮といたしまして、理美容室や交流スペースが確保され、施設に従事する職員のための休憩室や食堂も整備され、介護する方々が介護しやすい環境作りに努力されていると感じたところでございます。

また、白老町にあります特別養護老人ホーム寿幸園は、公設民営、全室個室ユニットケア60床の規模でありまして、施設建設にあたりましては、指定管理者に内定しております業者に入っただいて、実施設計から共に協議しながら建設を進められておりまして、指定管理者の意見を取り入れられた施設であると感じられたところでございます。

指定管理者制度に移行後も、町との連携を密に取られ、地域との連携も大切に運営されており、民間での経営手腕活用により、よりきめ細やかな充実した施設運営をしていると感じたところでございます。

今回の行政視察は、今後の特別養護老人ホームのあり方につきまして思索する上で大変参考になると感じたところでございます。

詳細については、報告書を配付しておりますのでご参照いただきたいと思います。

また、8月1日委員会を開催し、福祉施設の現地調査につきまして、特別養護老人ホーム愛寿苑を訪問し、担当者より特殊浴槽や入居者の生活状況について説明を受け現地調査をいたしました。

2点目の農作物作況調査につきましても、網走農業改良普及センター職員から農作物の生育状況の報告を受け、町内5ヶ所の圃場につきまして、てん菜、馬鈴薯、小麦、大豆の状況を確認いたしましたところでございます。

以上、所管事務調査報告といたします。

○議長（坂田秀昭君）各委員長に対する質疑があれば受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）なければ次に進みます。

◎発議第8号及び発議第9号

○議長（坂田秀昭君）日程第5、発議第8号、議員研修会の参加について及び日程第6、発議第9

号、議員研修会にかかる議員の派遣についてを一括して議題といたします。

はじめに、発議第8号、10月23日置戸町で開催される北網ブロック町村議会議員研修会には全員参加することといたしたいと思います。

次に、発議第9号、11月7日から9日千葉市で開催される町村議会議員特別セミナーに下平正吾議員を派遣することといたしたいと思います。

お諮りいたします。

はじめに、発議第8号、これに参加する場合の議員の出張並びに細部の取扱いについては、予め議長に一任されたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、本件はそのように決定いたしました。

次に、発議第9号、これに派遣する場合の議員の出張並びに細部の取扱いについては、予め議長に一任されたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、本件はそのように決定いたしました。

◎発議第10号

○議長(坂田秀昭君) 日程第7、発議第10号、各常任委員会議会閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

お諮りいたします。

委員長の申し出どおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、本件は承認することに決定しました。

◎発議第11号

○議長(坂田秀昭君) 日程第8、発議第11号、議会運営委員会議会閉会中における継続審査についてを議題といたします。

お諮りいたします。

委員長の申し出どおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(坂田秀昭君) ご異議ないものと認めます。

よって、本件は承認することに決定いたしました。

◎意見案第5号

○議長(坂田秀昭君) 日程第9、意見案第5号、森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書案の提出についてを議題といたします。

提出者、高橋隆文議員の説明を求めます。

8番。

○8番（高橋隆文君）ただ今上程されました、意見書案第5号につきまして説明いたします。

近年、地球温暖化が深刻な環境問題になっている中、二酸化炭素の吸収、固定する森林・木材に対し大きな関心と期待が寄せられております。昨年以降、我が国におきまして、化石燃料への依存が高まっており、森林や木材が果たす役割は、これまで以上に重要となっているところであります。

しかしながら、本道の森林・林業・木材産業を取り巻く状況は一段と厳しく、引き続く経済の低迷は、経営基盤の脆弱な林業・木材産業に深刻な影響をもたらしております。

このような厳しい状況の中、森林整備を着実に推進し、森林の多面的機能を持続的に発揮するとともに、林業の安定的発展と山村の活性化を図っていくためには、国の森林・林業基本計画に基づき、森林施業の集約化、路網の整備、人材の育成等を積極的に進めるとともに、道産材の利用促進などにより、森林資源の循環利用を進め、森林・林業の再生を図ることが重要であります。

また、東日本大震災の被災地において本格的な復興を早期に図るため、復興に必要な木材を安定的に供給できるよう取り組むことが必要であります。

よって、国において、次の事項を要望するものでございます。

1、地球温暖化防止に向けた森林吸収源対策を促進するため、間伐等促進法を平成25年度以降も延長し、間伐や植林など造林補助事業に対する都道府県や市町村の負担を軽減するための地方債の特例措置を引き続き継続すること。

2、地球温暖化防止、特に、平成25年度以降の森林吸収源対策の推進や木材利用促進を図るため、地球温暖化対策のための税の使途に森林吸収源対策を追加するなど、安定的な税・財源を確保すること。

3、安定的な林業経営の確立に向け、直接支払い制度や搬出間伐の推進、路網整備等経営基盤の整備、フォレスター・現場技能者等の人材の育成確保対策の強化を図るとともに、森林施業の集約化や機械化の推進など、効率的施業の推進と助成の拡充を図ること。

4、環境貢献に着目した住宅・土木用資材及び建築物への国産材利用の推進、特に公共建築物等木材利用促進法を踏まえ、木造公共施設等の整備への助成の拡充を図ること。

また、固定価格買い取り制度等を積極的に活用した木質バイオマスなど、再生可能エネルギーの利用を促進すること。

5、地域の安全・安心の確保に向けた治山対策の推進、また、津波対策等も踏まえた海岸防災林の整備を促進すること。

6、森林・林業再生にとって不可欠な、森林所有者自らが災害に備える唯一のセーフティネットの手段である森林の損害を補償する保険の仕組みを確保すること。

7、国有林の一般会計による公益的機能の一層の発揮、森林・林業再生に向けた貢献及び現場管理の実情を踏まえた安定的な管理運営体制の確立を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものでございます。

ご審議をいただき、原案どおり可決下さいまして、関係機関に送付下さいますようお願いを申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

意見案第5号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、意見案第5号、原案のとおり可決されました。

◎一般質問

○議長（坂田秀昭君）日程第10、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

9番。遠藤満夫議員。

○9番（遠藤満夫君）先に通告をしておりました、住宅リフォーム助成事業2年延長について所信を伺います。

去る7月12日、議員懇話会と商工会との懇談におきまして、商工会より今年で期限が切れる住宅リフォーム助成事業について、年内施行が難しく、また、受注を断る業者もあるため、なんとか2年間延長して欲しいとの要請を受けたところでございます。

これは、地域活性化の事業でもあり、要望に応える方向で出席議員の意見が一致したところでございます。

このことについて、前向きに取り組むべきと思いますが、町長の所見を伺います。

○議長（坂田秀昭君）林町長。

○町長（林直樹君）お答えしたいと思います。

ご質問の住宅のリフォームに対する助成事業につきましては、町内住宅関連産業を中心とする地域経済の活性化を図ることを主な目的として、平成22年度から平成24年度までの3ヶ年の時限措置として期限を定めて実施してきたところでございます。

実績件数といたしましては、平成22年度が58件、23年度が57件、今年度は80件の見込みに対し、8月末の時点で45件の申請があり、改修費用の総額が2億6千2百万円となっておりますことから、目的としている経済効果及び住環境の向上が図られたものと考えているところでございます。

しかしながら、ご質問にもありますように、業者の中には受注が集中し、最終年度である本年度中に工事が終わらない状況もあることとございまして、その対策といたしまして、来年の1月末までに町内業者との契約を済ませ、平成25年度内に工事を完了する場合に限り、繰越事業として助成して参りたいと考えております。

この取り組みによりまして、受注件数の消化問題は解消できるものと考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

○議長（坂田秀昭君）9番。遠藤議員。

○9番（遠藤満夫君）今年の残について、25年度をもって終わりたいとそういう意見でございませうけれども、住宅リフォームをする場合においては、なかなか業者の方々と話をしますと、新築と違って、新築は11月なり12月まで外観ができると1月、2月でも工事ができると。しかし、リフォームにつきましては、中に住みながら工事を行うのがだいたいでございます。ですから、早くて農家の場合は蒔き付け終わってから6月くらい。そして、暖かいうちにとというのがだいたい基本でございます。そうすると、だいたい10月、遅くても11月の頭くらいには終わらせてしまいたいというのがリフォームをする皆さんの最大の意見だということでございます。

ということは、やはり6月から11月までの間に集中すると。集中して行わなければならないと。時には、大工さんを頼んででも施行しているんですが、なかなかそこに間に合わない。そういう状況であるということも一つ理解をしていただきたいと、そう強く要望されております。

3年間の期間がありましたけれども、3年間の中でもそういったように期間が限られてしまう。だから、3年間全て年度に行えるものではないんだと、そういうことも理解をして、なんとか2年延長に向けてご理解をいただきたいと思っております。

如何ですか。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

林町長。

○町長（林直樹君）ご質問にお答えしたいと思います。

遠藤議員のお話によりますと、リフォームというのは年中出来るものではないと。当然6月からせいぜい11月位の半年くらいだと、そういった意味でなかなか消化できない実態があるので、その辺を理解して、あと2年延ばしていただきたいと。こういうご主旨だと思うんですが、私は、目的として、地域経済活性化ということを謳って3ヶ年の補助期間ということも最初から謳って、そういう要綱で町民に広く周知をして参りました。

特に、去年は、住宅リフォームの助成は24年度で終わりますよという形の中で、自治会の回覧の中で周知いたしました。希望もあったところをございまして、それらの去年の秋に希望のあった方についてチェックをしましたら、だいたい工事が終わっているなど。一部していない方もおりますけれども、そういうような状況で、私どもとしては、最初から3ヶ年間でやって、尚かつできない人については1年間延ばすということをございしますので、当初考えていた工事は全て消化できるものというふうに思っております。

また、一方、今月の1日ですか、政府は、住宅のリフォームに対して、新年度3分の1の補助を考えていると。当初予算で予算措置したいというような、北海道新聞の一面に出たところをございます。

これは、断熱効果をあげるとか、色々それぞれの目的があろうかと思しますので、一概には今何とも言えませんけれども、住宅の改修については、国も今考えていると、そういう状況をございますので、そういう意味をもってですね、あと1年、実際に工事をやっていただければ、私どもの目的は達成できるのではないかと考えているところをございます。

以上です。

○議長（坂田秀昭君）9番。遠藤議員。

○9番（遠藤満夫君）なかなか前向きの答えが得られないんですけども、2年間延長という言葉の中には、資金の調達ということも一つ含まれております。住宅をリフォームするにしても、勿論、このアンケートの中にも15件程がね、現在早急にやりたいというような意見もありますけども、やはり、この定例会で町長の意見が、前向きな意見が出ますと、25年、26年に向かっての資金の調達ができるのではないかと、そういう感じもしております。やはり、即、助成があっても自分の持ち金というのか、資金がなければできない事業をございますので、その点も一つ考慮いただきまして、何とかこの26年まで5年という再度の期間を聞いて進めていただきたいと、そう強く要望するところをございます。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

林町長。

○町長（林直樹君）お答えをしたいと思います。

遠藤議員のご要望については、良く理解できるところをございますが、冷静になって考えていただきたいのですが、いろんな補助制度があります。住宅エコポイントだとか、テレビでもエコポイント、そういったことで補助制度がありました。それから、自動車購入についても、国はエコポイントの交付を行いました。それから、太陽光でもソーラーパネルの補助を国はやっております。町村もソーラーパネルはやっておりますが、そういったことについても、いずれも国は予算を決めて追加補正をしないで、その予算が切れればそれは無いですよ、もうありませんと。年度途中でも。これが実態をございます。近隣町村でも、ソーラーパネルだとかいろんな部分で補助制度やっているところがありますけども、例えば、これで予算が無くなればこれで打ち切る、若しくは、希望者が多ければ抽選で該当者、補助対象者を決めると。こういったのがだいたい通常をございます。

本町においては、ご存じの通り、議員の皆様方のご理解をいただきながら、住宅のリフォーム補助についても、年度途中で補正をしておりますし、太陽光のソーラーパネルの補助についても、そ

ういうことで年度途中で追加をしているのが実態でございます。総合的に考えれば、当初私どもが考えた住宅リフォームと言うんですかね、経済の活性化というのは、私は目的は達成されるのではないかというふうに思っております。従って、また一度、一旦その事業をやめて、また再度するのであれば、間を空けてそういう取り組み、何が良いのかということ、僕はやっていかなければ、一度補助制度を作っていくと、なかなか永年に切れないという、そんなようなこともありますので、どうかご理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（坂田秀昭君）次に、8番。高橋隆文議員。

8番。高橋議員。

○8番（高橋隆文君）先に通告しております2点につきまして、質問をさせていただきたいと思っております。

まず1点目でございますが、小清水町地域防災計画の推進と小清水総合防災訓練の実施についてでございます。

去る9月2日、平成24年度小清水消防団防災訓練が、小清水消防団長指揮のもと、75名の団員が参加されまして、日頃の訓練の成果を遺憾なく発揮し実施いたしました。

本町でも、ゲリラ豪雨が発生している状況であり、想定しない災害が現実起きる時代でございます。

東日本大震災を機に災害意識が高まっている中、また、犠牲になられた方々の死を無駄にしないためにも、災害対策基本法の規定に基づき作成されました小清水町地域防災計画の推進。特に、小清水総合防災訓練等の実施について、ご所見を伺います。

2点目でございます。

本町における農林漁業の6次産業化と6次ファンドの具体的な取り組みについてでございます。

平成23年、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律が施行、計画の認定申請が開始されました。地域農林水産物の利用促進と振興を図るとともに、自給率の向上を目指し、農業者の所得確保と雇用創出を実現とする成長産業となるよう、主体的な取り組みを支援することが盛り込まれました。

本町人口、農業者人口が減る中で、T P Pを視野に入れながら、どのように農業振興を進めていくのか、町長のお考えをお伺いいたします。

また、官民で出資して作ります支援機構が、自治体やJ A、金融機関、地元企業などが出資する地域ファンドに機構が出資することとなっており、その地域ファンドの設立についての具体的な取り組みについて、ご所見を伺いたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

林町長。

○町長（林直樹君）お答えしたいと思います。

まず、一点目のご質問にお答えいたします。

本町の災害、防災対策につきましては、小清水町地域防災計画に基づき実施することとしているところであり、本計画の災害発生時の避難対策及び危機管理体制の確立は大変重要であると考えているところであります。

ご質問は、総合防災訓練等の実施についてでございます。

2年前の平成22年9月に、赤十字奉仕団をはじめ、消防団、自衛隊など関係機関の協力のもと、町民多数の参加があり、約400名による、本町では初めての総合防災訓練を実施いたしました。

今年も道内各地で防災訓練が行われておりますが、昨年の東日本大震災を受け、道内の多くの自治体が、災害救助をみてもらう従来の見学型から、大地震や津波を想定した実践型に転換しており、訓練のための訓練になりがちだった防災訓練が、震災を機に変わりつつあります。また、今年の北

海道の総合防災訓練は、シナリオのない防災訓練を広域で初めて実施しております。東日本大震災を踏まえ、国は、従来からの防災対策に加え、被害軽減を図るための減災対策が必要であるとしており、道では減災計画の策定に向けた調査にも着手しております。

高橋議員がご指摘のとおり、想定しない災害が全国各地で起こっている状況にあり、本町は、災害が少ない町ではありますが、災害はいつ、どこで、何が発生するかわからないものです。

今後における防災訓練につきましては、避難、救助、搬出、応急手当など住民体験型の訓練が必要と考えておりますが、高齢者や障害のある方、要援護者をどう避難させるかの課題もありますので、自治会をはじめ、関係団体とも協議しながら訓練のあり方を検討したいと考えております。

災害対策につきましては、町民の安全を第一に考え万全を期して参る所存ですので、ご理解をいただきたいと存じます。

次に、第2点目のご質問にお答えいたします。

ご質問の地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律の施行に伴い、6次産業化に対する国の各種支援策が打ち出され、事業計画の認定から支援まで、国が直接行うことで事業が進められているところでございます。

本年6月末現在における事業計画の認定件数は、全国で939事業者、全道で67事業者、オホーツク総合振興局管内で13事業者となっております。

本町では、現在、国による直接支援事業ということと、計画の認定を受けている事業者もいないこともあって、現状では情報の提供程度の支援にとどまっている状況でございます。

次に、その6次産業を後押しするため、株式会社農林漁業成長産業化支援機構法案が、去る8月29日に参院本会議で可決、成立され、年明けにも、国と企業の共同出資による株式会社農林漁業成長産業化支援機構が設立される見通しとなっております。その後において、地域の金融機関や自治体の出資による地域ファンドが設立され、支援機構と連携して、事業者の資本金や経営力の強化を図ることとされているところでございます。

法案が成立されたことによって、今後、地域ファンド設立に関する要綱要領や具体的な資料が示されしだい検討して参りたいと考えているところでございます。

いずれにいたしましても、少子高齢化が進む中、農業者人口の減少は避けては通れない課題でございますので、大規模化や法人化とともに、6次産業化の推進、合わせてTPPなどの諸問題に対し、農、商、工それぞれの関係機関と連携を密にして、基幹産業であります農業の振興に取り組んで参りたいと考えております。

以上です。

○議長（坂田秀昭君）8番。高橋議員。

○8番（高橋隆文君）まず、1点目の防災計画と訓練等の実施につきましてですが、これからいろんな面で検討、協議をしていきたいというお話であります。先程も申し上げましたけれども、災害対策基本法の中でも防災訓練義務というのが謳われております。それに則って、小清水町地域防災計画の中でも第2編第2章の中で防災訓練計画が載っております。更に、第2項の防災訓練の実施、カ）として総合訓練、（2）として実地訓練ということで、小清水町地域防災計画の中にも謳われております。この防災計画につきましては、既にご承知かと思いますが、防災会議条例の中でも、所掌事務の第2条に、防災会議は次の各号に掲げる事務をつかさどると、こういうことになっておりまして、地域防災計画の作成とその実施を推進するということになっておりまして、是非、これに則って防災計画の実施をお願いをしたいと思います。

更に、この防災会議というのは、第3条で防災会議は会長及び委員をもって構成するということになっておりますが、第2項で、会長は町長をもって充てるということになっておりまして、町長が防災会議の会長でありますから、一つ、これから前向きに、どのような計画の中で実施されるのか、そういうことも再度確認、お答えをいただきたいと思っております。

続きまして、次の農林漁業の6次産業化と6次ファンドの関係であります。先程答弁いただき

ましたように、オホーツク振興管内では13件ということでもあります。大変、これも申請業務につきましては、大変難しい色々な申請手続きがありまして、これにつきましても、町の側でも農林漁業者から認定申請を行う際、色々、道、又、国の方でも6次産業化プランナー等々のいろんな援助する制度等があります。それらを活用しながら、町でも是非支援をしていただきたいというふうに思いますし、また、この事業の関係の中では、補助の活用等々厳しい面もございます。これについて、町の単独支援事業など、そういったものが活用すると言いますか、積極的な支援がお願いできるかどうかということも、一つご答弁いただきたいと思いますし、更に、町として、これらに対して、まだ、本町のいろんな農業者に関しては、情報不足ということも否められないのかなという思いがありますので、是非、そういった啓蒙と研究会等立ち上げて、情報交換や調査、研究等を積極的に普及していくという考えがとおりかどうか、再度お伺いしたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

林町長。

○町長（林直樹君）お答えをしたいと思います。

防災訓練については、重要なことは私も十分承知しております。

ご質問の中では、今後どのような形で実施するのかということですが、その仕方、それらについても、消防団だとか自治会だとか日赤奉仕団だとか、いろんな関係する方々とどのような形で実施するのか、そういったことを協議した中で、訓練の方法についても町だけの一方向的な考え方でできないものですから、そういった方々とも十分協議をした中で実施するようにしたいというふうに考えております。

それから、2点目の関係でございますが、書類の作成その他で、町が支援が必要な場合は協力して参りたいと思いますし、事業をする方にとって、町の単独支援はどうかというお話もありましたけれども、まだ、現在のところ、そのようなお話は全く聞いておりませんが、そういう声が出た時に、その単独支援について検討して参りたいと、その時点で考えていきたいというふうに考えているところでございます。

いずれにいたしましても、高橋議員の仰るとおり、情報提供、啓蒙、そういったことが不足しているのではないかとご指摘に対してはその通りだと思いますので、今後、機会ある毎に農協とも連携取りながら、そういった情報提供等して参りたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）次に、7番。工藤孝一議員。

7番。工藤議員。

○7番（工藤孝一君）先に通告してございます普通交付税の増額交付分の運用について質問いたします。

平成24年度臨時財政対策債を含めた予算計上額、本町は、25億8千万円に対しまして、今回交付税配分決定額は、臨時財政対策債を含めて28億4千132万8千円となりまして、差し引き2億6千132万8千円の増額となっているところでございます。

この増額分に対して、旧中斗美小学校再利用などの福祉拡充の財源としては如何でしょうか。

町長の所見をお伺いしたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

林町長。

○町長（林直樹君）お答えしたいと思います。

本年度の普通交付税は、地域経済の活性化を図るため措置されております臨時費目において、2億円ほど増額されたのに加え、畑総事業で借り入れた過疎債の元金償還開始により、公債費で1億円ほど増額となっておりますが、今後、新しい小学校の安全な学校経営と環境整備のため、旧校舎等の早期解体が必要であり、その費用は全て一般財源で賄わなければならないこと、また、新たな

行政需要に対応できる財源確保も必要であることなどから、今年度は、決して財源に余裕があるものとは考えておりません。

今年度の交付税増額が臨時費目の算定を要因としていることは、将来にわたり交付額の維持を期待できるものではありませんので、福祉施策に限らず、各施策の推進にあたっては、一過性の投資のみではなく、将来の費用負担を見据えた行財政運営を進めていく必要があるものと考えているところであります。

なお、旧中斗美小学校の利活用につきましては、今後、地域との協議を踏まえた中で、建物の耐震性、立地環境などを考慮し、その方向性を検討していくこととしておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（坂田秀昭君）7番。工藤議員。

○7番（工藤孝一君）今、ご答弁いただきました、町長から当初見込んだ中で、それ以上に緊急な校舎解体の費用が大変かかると。その件については、本年度予算あるいは補正等を含めて、平成25年度にかかる解体なのでしょうか。若干、解体の件について、取り壊しも終わった止別校もごさいますが、中学校解体について、お教えいただきたいというふうに思います。

○議長（坂田秀昭君）暫時休憩します。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時29分

○議長（坂田秀昭君）休憩前に引き続き質疑を再開いたします。

答弁を求めます。

林町長。

○町長（林直樹君）お答えしたいと思います。

今定例議会で、小清水小学校本体、体育館及び給食センター、この取り壊し費用で1億数千万円程補正をさせていただいております。

これは、一般財源でございまして、特別な補助制度とかございませぬので、これは町の一般財源を全て使うということで、後で資料を見ていただければわかりますけれども1億数千万かかるということでもあります。

あと、中学校の現在の屋体等については、24年度の当初予算で取り壊しを既に計上済みでございまして、先程私が行政報告で申し上げましたとおり、来年、中学校の新たな校舎の建設が始まります。これが完成いたしますと、現在の中学校の校舎を取り壊ししなければならない。これはまだ積算しておりませんが、これも1億いくらかかるのではないかとこのように思っているところでございまして。

そういった意味で、小学校の校舎及び中学校の校舎含めて、2億数千万は取り壊し費用でかかるのではないかとこのように思っているところでございまして。

以上です。

○議長（坂田秀昭君）7番。工藤議員。

○7番（工藤孝一君）るるご説明がございました。

確かに、中学校含めた改築等には、多大な資金が公金がかかるというのは、重々承知する再認識するところでございまして。

ただ、基金等の方まで取り崩しをするかどうか、それについては、予断を許さないということもあると思いますが、先程、最後に町長ご説明ございました、中斗美旧小学校の利活用についての説

明も、今後益々、地域の意見の取りまとめもごさいますが、今回、交付金等で算定されました3億5千400万、地域経済雇用対策費、これも一次産業比率あるいは高齢化比率で算定された基礎計数があるというふうに思いますが、一次産業にまつわる子ども達、例えば、へき地保育所あるいは第一次産業地域の高齢者の方々含めた、そういう面での目配りを是非今後ともこの地域の方々等を含めてですね、是非、町長先頭に提案されることを切に望みたいと思います。

地域の自治会だけでは、受けきれない問題もごさいます。やはり、執行する立場の町長のお考えを、こういった福祉振興拡充について、是非ともそういうプランを提示して行かれるべきだというふうに最後申し上げて、質問を終わります。

○議長（坂田秀昭君）要望でよろしいですか。

以上で通告の質問は終了いたしました。

これをもって、一般質問は終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時50分

○議長（坂田秀昭君）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

◎議案第46号

○議長（坂田秀昭君）日程第11、議案第46号、小清水町防災会議条例等の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

加藤総務課長。

○総務課長（加藤友幸君）ただ今上程されました議案第46号、小清水町防災会議条例等の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

東日本大震災の教訓、課題を受け、行うべき防災対策の全般的な見直しを行うとして、災害対策基本法の一部を改正する法律が、本年6月27日に公布、施行されたことに伴う条例改正でございます。

新旧対照表をご覧ください。

まず、小清水町防災会議条例の一部改正ですが、第2条第2号及び第3号は、災害対応は災害対策本部が担うことを明確化する一方で、防災会議の所掌事務に、町長の諮問に応じて防災に関する重要事項を審議すること等を追加する見直しを行うものでございます。

次に、小清水町災害対策本部条例の一部改正ですが、裏面2ページになります。

法改正により、災害対策本部に関する規定が都道府県条例と市町村条例とに分けて規定されたことに伴う条項整理でございます。

施行期日は、いずれも公布の日から施行するものです。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第46号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第46号、原案のとおり可決されました。

◎議案第47号

○議長（坂田秀昭君）日程第12、議案第47号、平成24年度小清水町一般会計補正予算第3号についてを議題といたします。

説明を求めます。

鈴木企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木祐之君）ただ今上程されました議案第47号、小清水町一般会計補正予算第3号についてご説明申し上げます。

別冊の補正予算書3ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億8千127万9千円を追加し、予算の総額を59億3千618万円とするものでございます。

10ページをお願いいたします。

歳出予算ですが、主要施策調と合わせてご覧下さい。

2款総務費は、1項3目会計管理費で、新地方公会計制度に基づく財務4表の作成及び公表資料の分析支援業務としまして、委託料94万5千円を、4目財産管理費で、北電柱の移設等に伴う光ケーブルの共架替え工事としまして、工事請負費400万円を追加。

3款民生費は、2項2目保育所費で、内部の腐食が著しい灯油タンクの更新費用としまして、備品購入費43万1千円を追加計上するものです。

6款農林水産業費は、1項3目農業振興費で、環境保全型農業に対する国の直接支援制度の追加採択による補助金9万円、エゾシカ防護柵補強事業の補助残額分にかかる町負担額829万円を、次のページになります、4目畜産振興費で、町営牧場のトラクター修繕に関し、町営牧場指定管理業務仕様書に基づく町責任負担分としまして72万5千円を追加。2項2目林業振興費で、エゾシカ対策として新たに設置された協議会負担金1万円、野ねずみ駆除面積の追加に伴う委託料7万4千円を追加計上するものです。

10款教育費は、2項1目小学校管理費で、新校舎への移転等にかかる運搬費など、役務費181万6千円、落成にかかるテープカット用資材の借上料4万3千円を、次のページになります、小学校建設費で、旧校舎の解体工事費など1億4千595万8千円を追加。3項1目中学校管理費で、新屋内体育館・武道場の機械警備導入費用としまして、役務費1万1千円、委託料7万9千円に、教室での給食に対応するための配膳台購入費28万9千円を追加、3目学校建設費で、校舎改築に速やかに着手できるように事前に建築確認申請を行うこととし、手数料160千円を追加。4項1目奨学金で、貸付基金への指定寄附をいただきましたので、その繰出金5万円を追加。次のページになります。6項2目給食センター費は、解体にかかる工事請負費など1千830万8千円を追加計上するものです。

次に、7ページに戻りまして、歳入予算ですが、まず、14款道支出金は、地域づくり総合交付金制度要綱等に基づき、いずれも当初予算計上の事業について交付申請を行い、この度内示がありました総額1千12万円のほか、環境保全型農業支援対策事業にかかる道補助分4万5千円を追加計上するものです。なお、地域づくり総合交付金対象事業につきましては、すべて主要施策調に載

せておりますので、参考としていただきたいと思います。

15款財産収入は、光通信網利用者の増加に伴う設備貸付料の増収分114万円追加。
次のページになります。

16款寄附金は、奨学金貸付基金への指定寄付金5万円を追加計上するものです。

前のページに戻りまして、9款地方交付税は、普通交付税1億6千992万4千円を財源調整として計上するものです。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君） 質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） 質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） 討論を終結いたします。

議案第47号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第47号、原案のとおり可決されました。

◎議案第48号

○議長（坂田秀昭君） 日程第13、議案第48号、平成24年度小清水町介護保険特別会計補正予算第1号についてを議題といたします。

説明を求めます。

久保保健福祉課長。

○保健福祉課長（久保弘志君） ただ今上程されました議案第48号、平成24年度小清水町介護保険特別会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。

補正予算書の15ページをお開き下さい。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ保険事業勘定において23万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億9千545万2千円とするものでございます。

22ページをお開き下さい。

歳出予算の補正ですが、2款1項1目居宅介護サービス等諸費におきまして、居宅介護等住宅改修給付費に不足が見込まれますことから、今後の申請件数の増加を見込み90万円追加計上いたしました。

次に、6款1項1目償還金におきまして、平成23年度給付費等の確定に伴い、国庫、道、支払基金のそれぞれの負担割合に基づく交付金の精算を行なった結果、超過交付された146万1千円の返還金が必要となりましたので、これを追加計上いたしました。

次に、歳入予算の補正ですが、戻りまして20ページをお開き下さい。

1款1項1目第1号被保険者保険料90万円及び7款1項1目繰越金146万1千円は、歳出予算に充当する財源調整分としてそれぞれ追加計上いたしました。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君） 質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。
討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。
議案第48号、採決いたします。
原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。
よって、議案第48号、原案のとおり可決されました。

◎議案第49号

○議長（坂田秀昭君）日程第14、議案第49号、スクールバス購入業務にかかる契約の締結についてを議題といたします。

説明を求めます。

服部建設課長。

○建設課長（服部隆文君）ただ今上程されました議案第49号、スクールバス購入業務にかかる契約の締結についてご説明申し上げます。

この業務にかかる入札につきましては、平成24年9月6日地方自治法施行令第167条第1項第2号の規定による指名競争入札を行い、お手元に配布してございます入札及び契約状況表番号1のとおり、1回目の入札で東北海道いすゞ自動車株式会社網走営業所が1千770万円、消費税込金額1千858万5千円をもって落札したものであり、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めますのでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

3番。下平議員。

○3番（下平正吾君）ちょっとお聞きしたいんですけれども、入札に2社しか参加しておりませんが、これ以外の業者に対して、入札申し込みとかお願いはなかったんですか。しなかったんですか。その辺を一つと、それから、もう一つ、車の車種の関係なんですけれども、いずれにしてもこのバスは、事業組合の管理するのかな。ですよね。それで、運転手それから管理する側の、例えば、できれば日野が良いとか、いすゞが良いとか、日産が良いとか、そういう話しが有るのか無いのか、その辺も含めてちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（坂田秀昭君）答弁を求めます。

服部建設課長。

○建設課長（服部隆文君）それでは、入札が2社の理由でございますが、バスの製造販売業者ですが、国内では、今回入札に参加した2社のほか、三菱ふそうトラックバス、UDトラックスという業者もいるのでございますが、今回町が購入する40人乗りの中型バスは、今回参加の業者しか製造していないため、2社による入札となったところでございます。

○議長（坂田秀昭君）金原管理課長。

○管理課長（金原武浩君）バスの使用にかかるご質問でございますけれども、購入後にあたっては、委託事業組合の方に車両貸付ることになりますので、担当しております運転長の方と協議をいたして、どのような設備が必要なのか、メーカーの指定までは無く、最低限こういうものが必要なもので、それにあったものをご購入していただきたいということで、うちの方で調整して業者さんの方と打ち合わせをしているところでございます。

以上でございます。

○議長（坂田秀昭君）よろしいですか。

他に質疑のある方。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第49号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、議案第49号、原案のとおり可決されました。

◎議案第50号

○議長（坂田秀昭君）日程第15、議案第50号、小清水中学校屋内体育館・武道場改修工事建築主体にかかる契約の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。

服部建設課長。

○建設課長（服部隆文君）ただ今上程されました議案第50号、小清水中学校屋内体育館・武道場改築工事（建築主体）にかかる契約の変更についてご説明申し上げます。

この工事にかかる契約につきましては、平成24年4月13日第3回臨時会で議決を得て、平成24年4月16日に北興・西村特定建設工事共同企業体と契約を締結しておりますが、設計変更の結果、変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

変更の内容につきましては、当初の請負金額4億4千310万円を4億3千59万4千500円に変更し、1千250万5千500円を減額するものでございますが、変更の理由といたしましては、建物の基礎である杭の打込工事において、当初予定していた産業廃棄物の処分費が不要となったことによるものでございます。

これは、杭工事の工法において、杭を建て込む穴を掘削したあとに、そこに固定するための固定液を注入しながら杭を入れていくために、杭を入れた分の固定液があふれ、汚泥が発生することが前提となる工法であることから、その処分費用を計上しておりましたが、周囲の地盤に浸透したことにより処分の対象となる汚泥とならなかったものでございます。

なお、このことによる杭の強度など性能上の問題はないものでございます。

以上で、説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（坂田秀昭君）質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第50号、採決いたします。

原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。
よって、議案第50号、原案のとおり可決されました。
暫時休憩いたします。

休憩 午前11時7分

再開 午前11時8分

○議長（坂田秀昭君）休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

◎同意第1号及び同意第2号

○議長（坂田秀昭君）日程第16、同意第1号及び日程第17、同意第2号、教育委員会委員の任命についてを一括して議題といたします。

説明を求めます。

林町長。

○町長（林直樹君）ただ今上程されました同意第1号及び同意第2号、教育委員会委員の任命についてご説明申し上げます。

現委員の石本和正氏と佐藤智氏の両氏は、平成12年10月に就任されて以来、12年の長きに亘り本町教育行政の円滑なる運営にご尽力をいただいておりますが、本年9月30日をもって任期が満了となりますことから、新たに、小清水町字旭337番地の5、渡辺亨氏と小清水町字萱野5番地の6、鈴木修司氏を任命いたしたく、本案をご提案申し上げた次第でございます。

渡辺亨氏と鈴木修司氏の経歴等につきましては、別途履歴書をお配りしておりますので省略させていただきますと存じますが、人格は極めて円満で、教育、学術及び文化の振興に関しても優れた識見と熱意を有している方ございまして、教育委員として最適任と存じますので、任命についてご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（坂田秀昭君）お諮りいたします。

はじめに、同意第1号、本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、同意第1号、原案のとおり同意と決定されました。

次に、同意第2号、本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、同意第2号、原案のとおり同意と決定されました。

◎認定第1号

○議長（坂田秀昭君）日程第18、認定第1号、平成23年度小清水町各会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

説明を求めます。

林町長。

○町長（林直樹君）ただ今上程されました認定第1号、平成23年度小清水町各会計歳入歳出決算認定については、別紙、監査委員の決算意見書を添えて上程いたしますので、よろしくご審議を賜

りますようお願い申し上げます。

併せて、説明資料といたしまして、別冊の主要施策成果調をお手元にお配りしておりますので、参考にしていただきたいと存じます。

○議長（坂田秀昭君）中島代表監査委員から決算審査の意見について説明願います。

○代表監査委員（中島正喜君）決算審査を行いましたので、その結果についてご説明申し上げます。

平成23年度の小清水町各会計決算審査意見書につきましては、9月5日付で小清水町長宛て文書をもって提出したところではありますが、かいつまんで概要を説明申し上げたいと存じます。

審査につきましては、八木監査委員とともに8月20日から8月22日までの3日間で実施いたしました。

審査の方法につきましては、例年同様、町長から提出された歳入歳出決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金に関する報告書、関係帳簿、証憑等に基づき、計数の正確性、適法性、財政収支及び予算の執行状況について審査を行ったところでございます。

その結果につきましては、各会計決算書及び基金の運用状況は、関係諸帳簿と照合検査の結果、計数に誤りはなく適正に表示されており、決算諸表はそれぞれ地方自治法、同法施行令に義務づけられたものが具備されておりました。

したがって、毎月実施しております出納検査により確認している金銭の出納と合わせ、各会計決算残金、歳入歳出外現金の保管及び基金の運用内容、保管状況について適正と認めたとところでございます。

次に、各会計について若干申し上げたいと思いますが、収支差引額と意見書の数値が整合しないものについては、それぞれ千円単位の端数調整によって生じたものでございます。

それでは、決算審査意見書に沿ってご説明申し上げます。

まず、意見書4ページの一般会計でございますが、歳入総額57億6千658万3千円に対し、歳出総額では55億3千800万8千円となっており、前年度に比較して、歳入で9億6千593万8千円、14.3パーセントの減となっております。

歳出においては、前年度と比べまして、9億8千846万2千円、15.1パーセントの減となっており、歳入歳出とも下回っております。

歳入の減となった要因としまして、5ページの歳入の増減表をご覧くださいと思います。

減額したのものとして、国庫支出金で9億6千575万3千円の減、道支出金で3億4千294万8千円の減が大きなものとなっております。

増加となったものを見ますと、繰越金で5千353万3千円、町債費で3億9千576万5千円等が増加となっております。

下段の町税については、歳入決算額で5億2千70万7千円と、22年度の5億383万6千円と比べますと1千687万1千円の増となっており、その主なものとしましては、町民税で833万7千円、町たばこ税で551万8千円の増等により、全体として増額となっております。

収入率をみますと、町税では、23年度が95.92パーセントで、前年度の96.54パーセントと比較して0.62ポイント低くなっております。

6ページの税外収入の収入率については96.02パーセント、前年度と比べますと0.73ポイント高くなっており、未収額につきましても、418万5千円と前年度より115万円、率では21.6パーセント減少しております。

今後とも、より一層の歳入確保について、ご努力を望むところでございます。

次に7ページの基金の状況でございますが、一般会計の年度末現在高は31億9千800万1千円で、前年度に比べ2億9千336万4千円、率にしますと10.1パーセントの増となっております。

また、年度末における地方債の残高は78億4千401万7千円で、前年度と比べますと5億960万3千円、6.9パーセントの増、8ページの債務負担行為につきましては、14億6千86

9万9千円で、前年度と比べますと8億4千255万3千円の減となっております。

9ページの主要財政指標等につきましては、財政力指数で、23年度は0.195、前年度と比べ0.007ポイント減少しており、経常収支比率につきましても75.1パーセントで、前年度と比べ0.3ポイント減少しております。実質公債費比率につきましては11.1パーセントで、前年度に比べ0.8ポイント増加、公債費負担比率につきましても16.1パーセントと、前年度に比べ2.4ポイント減少し、起債制限比率につきましても8.3パーセントと、前年度に比べ1.1ポイント減少しております。

予算執行率及び事務手続きについては、おおむね良好に執行され、特に申し上げるべき事項はございません。

次に、11ページの国民健康保険特別会計でございますが、歳入総額では9億1千926万円、前年度に比較して歳入総額は6千203万3千円、率では7.2パーセントの増、歳出総額では9億1千701万3千円で、前年度と比較して7千213万3千円、8.5パーセント増加し、歳入歳出とも前年度決算額を上回っております。

12ページの国民健康保険料の歳入決算額では、2億8千776万5千円で、収入率は95.57パーセントと、前年度と比べますと0.38ポイント高くなっており、また、未収額は1千204万9千円で、前年度と比べ47万8千円、率にしますと4.1パーセント増加しております。

歳出については、保険給付費で6千288万4千円と、前年度伸び率で11.2パーセント増加しておりますが、適正に執行されているものと認めます。

次に、14ページの後期高齢者医療特別会計でございますが、歳入総額では6千508万3千円、前年度に比較して歳入総額は203万4千円、率では3.2パーセントの増、歳出総額では6千432万7千円で、前年度と比較して174万7千円、2.8パーセント増加し、歳入歳出とも前年度決算額を上回っております。

15ページの歳入の後期高齢者医療保険料の歳入決算額では、4千527万9千円で、収入率は99.78パーセントと、前年度と比べ0.08ポイント低くなっております。

歳出については、特に申し上げることはございません。

次に、16ページの介護保険特別会計でございますが、ほぼ例年並みに推移しております。この会計は、高齢者の介護を社会全体で支える制度としてスタートし、12年が経過したところでございますが、高齢化社会は確実に進んでおり、高齢者を取り巻く環境も一段と厳しくなると思料されることから、制度の充実と利用者負担の軽減に努められ、今後とも老後の安心確保に努めていただきたいと思うものでございます。

次に、20ページの簡易水道特別会計でございます。

歳入総額では1億5千778万1千円で、前年度と比べますと歳入は823万3千円、率にしますと5.5パーセントの増であります。歳出総額では1億4千838万5千円で、前年度比では2千485万1千円、率にしますと20.1パーセント増加しております。

21ページの水道使用料の収入率をみますと、96.02パーセントと、前年度に比較して、水道使用料で0.32ポイント下回っており、未収額については319万8千円で、前年度と比較し25万2千円、8.6パーセント増加しております。

今後とも会計の健全運営と水道使用料の徴収、確保に万全を期していただきたいと思います。

22ページ、農業集落排水特別会計でございますが、歳入総額で1億6千128万9千円、前年度と比べますと歳入は724万8千円、率にしますと4.3パーセントの減、歳出総額では1億5千694万2千円で、前年比では603万2千円、率にしますと3.7パーセントとそれぞれ減少し、歳入歳出とも前年度決算額を下回っております。

23ページの農業集落排水使用料の歳入決算額では、5千560万5千円となっており、収入率を見ますと94.75%と、前年度と比べ0.41ポイント下回っており、未収額については22万5千円増加しており、簡易水道事業と連帯しながら、更なる健全財政維持のため徴収方を強化

し、使用料の確保に万全を期していただきたいと思います。

歳出については、特に申し上げることはございませんが、今後とも施設の運営管理に万全を期し、町民の生活環境の向上に邁進されるよう望むものでございます。

以上、平成23年度の決算審査について、意見を述べたところでございますが、昨今の厳しい財政状況下にあつて、全般的に事務、事業は的確に執行されていると評価するものでございます。

歳入においては、税収等確保対策として、収入未済の縮減に向け、徴収強化委員会を中心に全庁的な職員の体制で厳しく取り組んでいるものの、一般会計の町税等の収納率は0.62ポイント減少し、収入未済額も503万6千円と増加しております。

特別会計においてですが、特別会計全般の収納率は0.08ポイント上昇しておりますが、収入未済額は894千円増加しております。

このように、収納率は若干下降しているものの、徴収強化に向け、時効による不能欠損額を抑えるために、過年度の納付を優先するなど、滞納処分や延滞金徴収を見据えた新たな取り組みも実施しており、総体的に努力されていることに対し、一定の評価をするものでございまして、今後より一層の徴収強化を望むところでございます。

歳出においては、義務的経費の削減などの行財政改革の取り組みが行われるなど、鋭意努力されておりますが、更に、適正で効果的な事業執行を進めるために、冊子小清水町の補助制度を毎年発行することなどにより、新設された補助制度や改正された点など、より多くの町民に周知されるよう努力していただきたいと思っております。

一般会計における財政構造をみますと、財政力指数は昨年に比べ0.007ポイント減少し、経常収支比率、公債費負担比率についても減少しております。

普通交付税についても、前年比4.9%減少し、財政状況は依然として厳しさを増しており、今後の見通しについても、不安定な政局により不透明な状況が続いているところでございます。

こうした中、多様な行政需要や行政課題に対処していただかなければならず、難しい財政運営を余儀なくされることと思っておりますが、引き続き様々な課題に適切に対応しながら、地域住民に最も身近な行政主体として、将来に亘って自立した地域社会を堅持していくためにも、先例や現状に安住することなく、これまで以上に全職員が知恵を出し合い、新たな発想に基づく、町づくりを進めていかれますよう切望するところでございます。

今後とも、事業執行には最小の経費で最大の効果を上げるよう、効果的な行政施策の遂行と財政の安定及び健全性の維持に取り組み、町政の発展と住民福祉の向上に努められるよう要望し、決算審査の意見とさせていただきます。

○議長（坂田秀昭君）各執行機関及び監査委員に対して質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件につきましては、議長及び監査委員を除く全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することといたしたいと思っております。

更に、審査の方法は、議会閉会中の継続審査とし、議会が本件の審査終了を議決するまで審査を行うことにいたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、本件については、議長及び監査委員を除く全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

○議長（坂田秀昭君）お諮りいたします。

ただ今設置されました決算審査特別委員会の委員長及び副委員長を、議会運営基準に基づき議長

から指名することにいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長（坂田秀昭君）ご異議ないものと認めます。

よって、決算審査特別委員会の委員長に下平正吾議員、副委員長に高橋隆文議員を指名いたします。

◎閉会の宣告

○議長（坂田秀昭君）以上で、本町議会定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これをもって、平成24年第5回町議会定例会を閉会いたします。

慎重審議ありがとうございました。

(閉会 午前11時31分)